

日限山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◇いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

行為を受けた児童が「心身の苦痛を感じているもの」を【いじめ】と定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち行動します。

◇いじめ防止等に向けての基本理念

日限山小学校 学校教育目標の実現に向けて

「力を合わせ、笑顔が光る、日限の子」

～互いに思いやり、認め合い進んで活動できるようにします

- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめの早期発見し、いじめが発生した場合は、早期に対応できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たります。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- ・児童に対してアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努めます。
- ・教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めます。
- ・学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のために、保護者と連携・協力を図ります。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

◇委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭、主幹教諭を主とし、全教職員で構成されたものを、「いじめ防止対策委員会」とする。また、いじめの態様によっては、必要に応じて心理や福祉、警察等の専門家の参加を求める場合もある

◇委員会の運営

- ・「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的に開催し、児童の実態把握と教職員の情報共有に努める。また、いじめ等に関わる情報やいじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」（臨時）を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

◇委員会の活動内容

- ・未然防止、早期発見のために児童の実態を把握する。各学年学級の様子や児童理解を図る場とし、教職員が情報共有することでいじめ等に対する高いアンテナを張る。
- ・いじめ等に関する事案を察知した場合、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録共有を行う。
- ・いじめ等の情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・重大事態(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い)が発生した場合は、中核となって調査を行い慎重、かつ丁寧な対応を行い、解決に努める。
- ・いじめ相談窓口の設置（児童支援専任が中心となって窓口となる）
- ・家庭訪問や個人面談を通しての情報収集や、学校カウンセラーやSSWとの相談活動の充実を図る。
- ・学援隊、放課後キッズクラブとの連携、情報交換を図る。
- ・「日限山小学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を計画的に行う。
- ・「日限山小学校いじめ防止基本方針」の見直し、取組のチェック、検証計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- 魅力ある健全育成型の学校づくり（いじめが起きにくい学校・学級風土づくり）
- 主体的に学ぶ子どもの育成をめざした授業づくり
- 運動会やたてわり活動等、校内行事及び地域の方々との交流を通して人間関係づくりを学ぶ取組
- 「横浜子ども会議」の取組の充実
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の推進
- PTAと連携した人権教育の推進

②いじめの早期発見

- いじめを見逃さない職員の見守り体制づくり
(いじめ防止対策委員会・学年研で情報共有し、組織としての対応を検討する。

)

- アンケートの実施(5月 9月 12月 全市一斉アンケート含)
- 児童への教育相談の実施
- 個人面談(年2回)での保護者との情報共有
- インターネット等を通じた情報モラル教育の推進(外部機関との連携)
- 港南区役所、警察、児童相談所、少年相談保護センター、等の外部機関と子どもたちの健全育成のための連携
- 学援隊、民生委員・児童委員 PTA との連携を図った登下校の見守り活動の充実

③いじめに対する措置

- 組織としての速やかな対応の徹底(いじめ防止対策委員会)
- 当該児童を守り通すとともに、当該児童やその保護者への支援
- 関係児童及び保護者への指導・支援
- 警察署等関係機関・専門機関との連携

④いじめの解消

- いじめの行為が少なくとも3か月(目安)で止んでいること
(少なくとも3か月は、丁寧に経過観察を行い、毎月いじめ防止対策委員会で報告する。)
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- 解消している状態にあったとしても、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童及び関係児童、周りの児童について注意深く観察を継続する。

⑤教職員等への研修

- 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修の実施
- 「いじめ」根絶！横浜メゾット 教師のためのいじめ防止・対応マニュアルを活用した校内研修の実施

⑥学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

⑦取組の年間計画

月	取組内容	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・必要に応じて臨時で行う）	
4月	年間計画と重点指導内容の確認と引き継ぎ 児童理解研修	
5月	横浜子ども会議立ち上げ YP アセスメント アンケート実施①	
6月	児童教育相談	学家地連総会
7月	個人面談（保護者との情報共有） よこはま子ども会議（中学校ブロック）	個人面談
8月	教職員校内研修 よこはま子ども会議（港南区）	
9月	アンケート実施② 児童教育相談	
10月	いじめ防止職員研修	
11月	YP アセスメント いじめ解決一斉キャンペーンの実施アンケート実施（下旬）	
12月	児童教育相談 人権週間・いじめ防止月間の取組	個人面談
1月	児童理解・情報交換	
2月	年間の振り返りと見直し	懇談会
3月	新年度への引継ぎ	

4 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは（例えば）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」とは

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている

重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会及び警察等の関係機関に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。